

別表第1（第2条、第3条関係）

種目		対象者	基準額	性能等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい者で1級若しくは2級の障がい者又は難病等患者で寝たきりの状態にある者で医師意見書等で必要と認められるもの	154,000 円	原則として頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がいで1級の障がい者、1級若しくは2級の障がい児、知的障がいA判定の障がい者（児）（常時介護を要する者で、原則として3歳以上の者）又は難病等患者で寝たきりの状態にある者で医師意見書等で必要と認められるもの	19,600 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がいで1級の障がい者（児）（常時介護を要する者で、原則として6歳以上の者）又は難病等患者で自力で排尿できない者で診断書等で必要と認められるもの	67,000 円	尿が自動的に吸引されるもので容易に使用し得るもの	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がいで1級又は2級の障がい者（児）（入浴時に介助を要する者で、原則として3歳以上の者）	82,400 円	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がいで1級若しくは2級の障がい者（児）（下着交換等	15,000 円	介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年

		において介助を要する者で、原則として6歳以上の者）又は難病等患者で寝たきりの状態にある者で医師意見書等で必要と認められるもの			
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい1級若しくは2級の障がい者（児）（原則として3歳以上の者）又は難病等患者で下肢若しくは体幹機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	159,000 円	介護者が移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級の3歳以上の障がい児	33,100 円	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5 年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障がい1級若しくは2級の6歳以上の障がい児又は難病等患者で下肢若しくは体幹機能に障がいがある者で医師意見書等で必要と認められるもの	159,200 円	腕、足等の訓練のできる器具を備えたもの	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障がいの障がい者（児）（入浴時に介助を要する者で、原則として3歳以上の者）又は難病等患者で入浴に介助を要する者で医師意見書等で必要と認められるもの	90,000 円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障がい1級又は2級の障がい者（児）（原則として6歳以	手すりなし 4,450 円 手すり付き 5,400 円	容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、	8 年

		上の者）又は難病等患者で常時介護を要する者で医師意見書等で必要と認められるもの		取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
特殊便器		上肢障がい１級若しくは２級、知的障がいＡ判定の障がい者（児）（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として６歳以上の者）又は難病等患者で上肢機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	151,200 円	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
歩行補助つえ （一本杖）		下肢、体幹、平衡又は移動機能障がいの障がい者（児）（原則として３歳以上の者）	木材 2,310 円 軽金属 3,150 円 ただし、夜光材付は 430 円、全面夜光材付は 1,260 円、外装ラッカー使用は 273 円を加算する。	手に持って歩行の補助となる一本の長い棒で、片側の使用のみで歩行が可能となるもの	３年
移動・移乗支援用具		平衡、下肢若しくは体幹機能障がいの障がい者（児）（家庭内の移動等において介助を要する者で原則として３歳以上の者）又は難病等患者で下肢が不自由な者で医師意見書等で必要と認められるもの	60,000 円	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 １ 身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの ２ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設	８年

				置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	頭部保護帽	下肢、体幹、平衡若しくは移動機能障がい、知的障がいA判定若しくは精神障がい1級若しくは2級の障がい者（児）で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの（知的障がいB判定若しくはC判定若しくは精神障がい3級の障がい者等については、医師意見書により頻繁に転倒することが確認できるもの）	スポンジ・革製 15,656 円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852 円 ただし、既製品の場合は、80パーセントの範囲内の額とする。	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3 年
	火災警報器	身体障がい1級若しくは2級、知的障がいA判定若しくは精神障がい1級の障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	1 台当り 15,500 円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（必要に応じ1世帯2台を限度とする。）	8 年
	自動消火器	身体障がい1級若しくは2級、知的障がいA判定、精神障がい1級の障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は難病等患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯で医師意見書等で必要と認められるもの	28,700 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年

	電磁調理器	視覚障がい１級若しくは２級の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）若しくは知的障がいＡ判定の障がい者	41,000 円	容易に使用し得るもの	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい１級又は２級の障がい者（児）（原則として６歳以上の者）	7,000 円	容易に使用し得るもの	10 年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい２級の障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400 円	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい１級又は３級の障がい者（児）（自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で原則として、３歳以上の者）	51,500 円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい１級若しくは３級若しくは同程度の身体障がい者を有する障がい者（児）（原則として６歳以上の者で、呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められるもの）又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	36,000 円	容易に使用し得るもの	5 年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい１級若しくは３級若しくは同程度の身体障がい者を有する障がい	56,400 円	容易に使用し得るもの	5 年

		者（児）（原則として6歳以上の者で、呼吸器機能障がい以外の者は意見書により必要と認められるもの）又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの			
	パルスオキシメーター	呼吸器機能、心臓機能障がい若しくは同程度の身体障がいを有する障がい者（児）で在宅酸素療法を行っている者若しくは人工呼吸器を常時使用している者（呼吸器機能障がい、心臓機能障がい以外の者は医師意見書により必要と認められるもの）又は難病等患者で人口呼吸器の装着が必要な者で医師意見書等で必要と認められるもの	42,000 円 ただし、 難病患者である場合は 157,500 円	容易に使用し得るもの	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	17,000 円	容易に使用し得るもの	10 年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい1級又は2級の障がい者（児）（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で原則として6歳以上の者）	9,000 円	容易に使用し得るもの	5 年
	盲人用体重計	視覚障がい1級又は2級の障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000 円	容易に使用し得るもの	5 年
	人工呼吸器用バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している者で、	100,000 円	使用している人工呼吸器専用のバッ	5 年

	一	呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは体幹機能の障がい等により同程度の身体障がいをする障がい者等又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの		テリー（別売りの充電器及びインバーター等の周辺機器含む。）	
	自家発電機	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザーを使用している者で、呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは体幹機能の障がい等により同程度の身体障がいをする障がい者等又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	110,000 円	容易に使用し得るもの	1 0 年
	外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザーを使用している者で、呼吸器機能障がい1級若しくは3級若しくは体幹機能の障がい等により同程度の身体障がいをする障がい者等又は難病等患者で呼吸器機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	50,000 円	使用する医療機器の消費電力に対応できるもの	5 年
情報・意	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がい、肢体不自由又は知的障がいA判定の障がい者（児）（発声又は発語に著しい障がいをする者で原則とし	98,800 円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5 年

思 疎 通 支 援 用 具		て6歳以上の者)			
	情報・通信 支援用具	視覚障がい又は上肢 障がいで1級又は2 級の障がい者（者） （原則として6歳以 上の者）	100,000 円	障がい者向けのパ ーソナルコンピュ ーターの周辺機器及 び専用ソフト等	5 年
	点字ディス プレイ	視覚障がい及び聴覚 障がいの重度重複障 がい者（原則として 視覚障がい2級以上 かつ聴覚障がい2級 の障がい者で必要と 認められるもの）	383,500 円	文字等のコンピュ ーターの画面情報を 点字等により示す ことのできるもの	6 年
	点字器	視覚障がいの障がい 者（児）（点字で文 字を打ち、日常生活 に必要な者で原則と して6歳以上の者）	標準型 A 10,712 円	32マス18行、 両面書真鍮板製	標準 型 7 年
			標準型 B 6,798 円	32マス18行、 両面書プラスチック製	
			携帯用 A 7,416 円	32マス4行、片 面書アルミニウム 製	携帯 型 5 年
			携帯用 B 1,699 円	32マス12行、 片面書プラスチック製	
	点字タイプ ライター	視覚障がい1級又は 2級の障がい者 （児）（本人が就労若 しくは就学している か又は就労が見込ま れる者に限る。）	63,100 円	容易に使用し得る もの	5 年
	視覚障がい 者用ポータ ブルレコー ダー	視覚障がい1級又は 2級の障がい者 （児）（原則として 6歳以上の者）	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	音声等により操作 ボタンが認識で き、かつ、DAI SY方式による録 音及び当該方式に より記録された図 書の再生が可能な 製品であって、容 易に使用し得るも の	6 年
	視覚障がい 者用活字文 書読上げ装	視覚障がい1級又は 2級の障がい者 （児）（原則として	99,800 円	文字情報と同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗	6 年

置	6 歳以上の者)		号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの	
視覚障がい者用読書器	視覚障がいの障がい者（児童）（本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として 6 歳以上の者）	198,000 円	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8 年
盲人用時計	視覚障がい 1 級又は 2 級の障がい者（児）（原則として 6 歳以上の者）	触読時計 10,300 円	障がい者が容易に使用し得るもの	10 年
		音声時計 13,300 円	原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者のみ	
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声若しくは発語に著しい障がいをする障がい者（児）（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として 6 歳以上の者）	71,000 円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用し得るもの	5 年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいをする障がい者（児）（本装置によりテレビの視聴が可能になる者で原則として 6 歳以上の者）	88,900 円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの	6 年

			で、容易に使用し得るもの	
人工喉頭	音声機能喪失者（喉頭摘出している障がい者（児））	笛式 5,150 円 ただし、気管カニューレ付は、3,193 円加算する。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4 年
		電動式 72,203 円	顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む。）	5 年
点字図書	視覚障がい者を有する障がい者（児）（情報の入手を点字によっている者で原則として6歳以上の者）	必要と認めた額（点字図書価格と一般図書価格の差額相当分）	点字により作成された図書とし、年間6タイトル、又は、24巻を限度とする（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）。ただし、雑誌を除く。	—
人工内耳用外部装置	聴覚障がい者であって、現に人工内耳を装用している者	スピーチプロセッサ等の外部装置で使用者が容易に使用し得るもの 200,000 円	スピーチプロセッサ等の外部装置で使用者が容易に使用し得るもの	5 年
人工内耳用電池（空気電池）	聴覚障がい者であって、現に人工内耳を装用している者	人工内耳に使用する空気電池（充電電池又は充電器との併給は不可） 2,800 円 （月額）	人工内耳に使用する空気電池（充電電池又は充電器との併給は不可）	—
人工内耳用電池（充電電池）		人工内耳に使用する充電電池（空気電池との併給は不可）	人工内耳に使用する充電電池（空気電池との併給は不可）	1 年

			電池との併給は不可) 17,280 円	可)	
	人工内耳用充電器		人工内耳用充電器を充電するもの（空気電池との併給は不可） 25,920 円	人工内耳用充電器を充電するもの（空気電池との併給は不可）	3 年
排泄管理支援用具	ストマ用装具	直腸機能障がいをする障がい者（児）（ストマを造設している者）	消化器系 1 箇所、1 か月当たり 8,858 円	ストマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする（皮膚保護剤含む。）。	—
		膀胱機能障がいをする障がい者（児）（ストマを造設している者）	尿路系 1 箇所 1 か月当たり 11,639 円	ストマから排出される尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付とする（皮膚保護剤を含む。）。	—
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	次のいずれかに該当する障がい者（児）で、紙おむつ等を必要とするもの（原則として 3 歳以上の者） 1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起	1 か月当たり 12,000 円	ストマ用装具に代わるものとし、便又は尿の処理が可能なもの	—

		因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 4 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者 5 その他更生相談所等の判定により紙おむつ等を必要とする者			
	収尿器	下肢又は体幹機能障がい（特に失禁）のある障がい者（児）	男性用普通型 7,931 円 簡易型 5,871 円 女性用普通型 8,755 円 簡易型 6,077 円	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの ラテックス製又はゴム製普通型 耐久性ゴム製蓄尿袋を有するもの簡易型 ポリエチレン製の蓄尿袋導尿ゴム管付き	1 年
			蓄尿袋 1 か月当たり 4,000 円	採尿器から排出される尿を蓄尿するもの	—
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3 級以上の障がい者（児）（原則として	300,000 円 ただし、当該年度分（4 月から 6 月までの間は、前年度分）の住民税非課税世帯	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲 1 手すりの取付け	原則 1 回のみ

		6 歳以上の者) (特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい 1 級若しくは 2 級の者) 又は難病等患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者で医師意見書等で必要と認められるもの	に属する者 600,000 円	2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	
--	--	---	--------------------	---	--

別表第 2 (第 6 条関係)

日常生活用具給付事業に係る負担上限月額

世帯	対象者	利用者 負担割合	負担 上限月額
生活保護世帯	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯に属する者	100 分の 0	0 円
低所得世帯 1	市民税非課税世帯に属する者で障がい者又は障がい児の保護者の年収が 80 万円未満の者	100 分の 0	0 円
低所得世帯 2	市民税非課税世帯に属する者で障がい者又は障がい児の保護者の年収が 80 万円以上の者	100 分の 0	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	100 分の 10	37,200 円

備考

- 1 市民税の課税状況は、申請のあった月が 4 月から 6 月までの場合は前年度分、

7月から翌年3月までの場合は当該年度分を対象とする。

2 世帯とは、給付対象者及びその配偶者をいう。ただし、給付対象者が満18歳未満の場合は、住民票に記載された全ての者をいう。

3 住宅改修費については、一般世帯の負担上限月額を20,000円とする。